

衆議院法務委員会ニュース

【第210回国会】令和4年10月26日（水）、第2回の委員会が開かれました。

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

- ・葉梨法務大臣、門山法務副大臣、築文部科学副大臣、高見法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）宮崎政久君（自民）、日下正喜君（公明）、鎌田さゆり君（立憲）、米山隆一君（立憲）、山田勝彦君（立憲）、阿部弘樹君（維新）、漆間謙司君（維新）、沢田良君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

宮崎政久君（自民）

- （1） 旧統一教会による被害者を始め様々な法的問題を抱える方を救済するための法テラスの取組について法務大臣に確認
- （2） 司法外交
 - ア ロシアによるウクライナ侵略という法の支配に対する大きな挑戦に直面する中での司法外交の取組の在り方についての法務大臣の見解
 - イ 日本での国際刑事裁判所の地域事務所の開設の検討など国際刑事裁判所との今後の連携の在り方についての法務大臣の見解
- （3） インターネット上に掲載された特定の地域が同和地区であったとする情報の削除などインターネット上の部落差別への対処についての法務大臣の見解
- （4） 性犯罪や性暴力根絶のための関連法令の整備の必要性についての法務大臣の認識

日下正喜君（公明）

- （1） 特定技能制度・技能実習制度
 - ア 古川前法務大臣が行った「特定技能制度・技能実習制度に係る勉強会」における成果の活用方法、今後の議論の進め方及びスケジュールについての法務大臣の見解
 - イ 技能実習制度の試用期間としての位置付け、同制度と特定技能制度との連続性の観点から特定技能の対象職種等の見直しを進める必要性及び技能実習生に対する環境整備についての法務大臣の見解
 - ウ 外国人に対する日本語教育の環境整備についての文部科学省の取組状況
 - エ 外国人技能実習機構における技能実習計画の申請手続等のオンライン化等の利用者の利便性向上のための取組についての出入国在留管理庁の見解
- （2） 刑法の性犯罪処罰規定の見直しを行い、地位・関係性を利用した性犯罪として被害者としての障害児者を明確に位置付けることの必要性
- （3） 旧統一教会問題に対処するための相談体制の強化の在り方
- （4） 再犯防止に向けた就労支援等の取組強化などの今後の満期釈放者対策についての法務大臣の見解

鎌田さゆり君（立憲）

- （1） 10月21日の所信的発言において多様性の文言がなかったことについての法務大臣の認識
- （2） いわゆる谷間世代（給費制の廃止から修習給付金の創設までの間の貸与制の下で司法修習を行った者）
 - ア 谷間世代が存在することについての法務大臣の認識

- イ 法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官が谷間世代の救済活動へのメッセージを発した事実の有無
- ウ 谷間世代で修習資金の貸与を受けた人数
- エ 国が給与を支給してプロフェッションの人材を育成する意義についての法務大臣の見解
- オ 谷間世代への手当の支払を検討することについての法務大臣の見解
- (3) 法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官が過去の選挙において旧統一教会との推薦確認書を交わした事実の有無
- (4) 選挙時において使用する候補者本人の名前が記載された「たすき」
 - ア 法務大臣が自らの選挙の際に本人を示すたすきを着用した者は自分のみであったことの確認
 - イ 小さく候補者との続柄を記載し候補者以外に着用させることが公職選挙法違反に当たることの確認
 - ウ イの解釈が各都道府県の選挙管理委員会によって異なるか否かの確認
- (5) 旧統一教会関係
 - ア 「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の構成員として文化庁が入っていない理由
 - イ 全国霊感商法対策弁護士連絡会による法務大臣宛での公開申入書において「検察官を通じ、「速やかに、」旧統一教会の解散命令の請求をすることを求めていることについての法務大臣の受け止め方
 - ウ 旧統一教会関係の刑事摘発の際の資料を文化庁が所有しているか否かの確認
 - エ 文化庁に資料がないことから旧統一教会の解散命令請求に検察が関与することの重要性
 - オ 所轄庁等の申立てを待つことなく裁判所が職権を発動して解散命令を出すことの可否
 - カ 旧統一教会による行為の違法性を認定した判決が数多く存在しているにもかかわらず裁判所が解散命令を出さない理由
 - キ 宗教法人法第 88 条の質問権を行使した際に旧統一教会が無回答や虚偽の回答をしても 10 万円の過料で済むことの確認
 - ク 内閣総理大臣が旧統一教会の被害者と対談する際に法務大臣も同席する必要性
- (6) 神戸家庭裁判所における神戸連続児童殺傷事件の少年保護事件記録等の廃棄
 - ア 記録等の廃棄が事件記録等保存規程に従って行われたか否かの確認
 - イ 歴史的な事件の記録が廃棄される事案の再発防止に向けた最高裁判所当局の決意

米山隆一君（立憲）

- (1) 旧統一教会関係
 - ア 法務大臣就任に当たって岸田内閣総理大臣から旧統一教会との関係を確認された事実の有無
 - イ 旧統一教会と関係があったか否かの基準に旧統一教会や関連団体の一員であることが含まれていないことの確認
 - ウ 旧統一教会と関係がないとの法務大臣の答弁に旧統一教会や関連団体の一員であることが含まれているか否かの確認
- (2) 葉梨後援会ゴルフ大会に係る週刊誌報道
 - ア 2018 年に葉梨法務大臣の後援会の関係者によってゴルフ大会が開催されたことの確認
 - イ 当該ゴルフ大会の会費及びプレー料金
 - ウ 当該ゴルフ大会の公職選挙法第 199 条の 5 が規定する後援会による寄附等の禁止の該当性についての法務大臣の認識
 - エ 案内に後援会主催とされている当該ゴルフ大会が公職選挙法第 199 条の 5 に抵触しないとする理由
 - オ 葉梨後援会ゴルフ大会実行委員会の構成員
 - カ 後援会構成員の一部による焼き肉大会に当該議員の実家から肉を提供した場合の公職選挙法第

199 条の 5 の該当性

- キ 後援会構成員が集まり実行委員会を作って当該議員を応援しているような名称を付けた上で地元企業から協賛を募りゴルフ大会を開催することの適否
- ク 当該ゴルフ大会は脱法行為に当たるとする意見に対する法務大臣の見解
- (3) 本年 10 月 11 日に横浜地方裁判所横須賀支部において被告である国の指定代理人が裁判官の許可なく裁判官と原告のみによる話し合いを録音していた事案
 - ア 国の指定代理人全員の所属及び人数
 - イ 録音記録の国の指定代理人間での共有の有無
 - ウ 録音を行っていた職員が引き続き国の指定代理人となっているのか否かの確認及び当該職員に対して想定される処分の内容
 - エ 録音を行った者以外の国の指定代理人の防衛省職員が引き続き国の指定代理人として職務を行っていることの確認
 - オ 当該事案が住居侵入罪や偽計業務妨害罪に当たり得るか否かについての防衛省の見解
 - カ 録音された原告から損害賠償が請求された場合の防衛省の対応
 - キ 国の指定代理人として出席していた法務省職員への対応
 - ク 当該事案が住居侵入罪や偽計業務妨害罪に当たり得るか否かについての法務大臣の見解
 - ケ 当該事案の発覚後の裁判官の訴訟指揮の内容
 - コ 当該事案について住居侵入罪や偽計業務妨害罪で裁判所が告発すべきとの考えに対する最高裁判所当局の見解

山田勝彦君（立憲）

- (1) 大臣が所信的発言で述べた法秩序の維持と国民の権利の尊重のバランスのとれた入管行政の在り方
- (2) 出入国在留管理庁に既に收容されている外国人等の声も踏まえた現場主義の取組に向けた法務大臣の見解
- (3) 人権諸条約の選択議定書に規定されている個人通報制度の受入れの是非
- (4) 法務大臣が所信的発言で挙げた「ルールに違反する外国人」の意味
- (5) 外国人が日本の空港到着時に難民申請を行った場合における政府の対応
- (6) 難民の受入れに関する我が国の運用の在り方への批判に対する法務大臣の見解
- (7) 送還忌避者が発生する原因
- (8) 昨年廃案となった「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」（内閣提出、第 204 回国会閣法第 36 号）による法改正を今なお行う必要性
- (9) 日本の難民認定率が低い理由
- (10) 昨年クーデターが発生したミャンマー出身者に対する日本の難民認定率が低い理由
- (11) 人道的配慮により在留が認められているミャンマーやウクライナの「避難民」を「難民」として認める必要性
- (12) 入管收容施設からの仮放免中に死亡した外国人の数
- (13) 仮放免中に死亡した外国人の数を把握する必要性
- (14) 大村入国管理センターに收容され大腿骨頭壊死症により寝たきりの状態となったネパール人男性が希望しているにもかかわらず国が手術を行わない理由
- (15) 医療行為のために「特定活動」の在留資格を付与された後に必要な医療行為を受けた外国人の在留資格の取扱い
- (16) 治療を終えて医療行為のための「特定活動」の在留資格を失った外国人に対して人道上の配慮により「定住者」の在留資格を付与する可能性
- (17) 在留特別許可に係るガイドラインに「日本人又は特別永住者と婚姻が法的に成立している場合」が

明示されているにもかかわらず日本人の配偶者が行った在留特別許可申請を総合的判断により不許可とすることは是非

(18) 野党が提出を検討している入管法改正案についての法務大臣の見解

阿部弘樹君（維新）

(1) 裁判記録の保存

ア 昭和 11 年のいわゆる阿部定事件に関する裁判記録の保存状況

イ 刑事確定訴訟記録法の概要

ウ 最高裁判所の事件記録等保存規程により特別保存されている少年保護事件の事件記録は全国で 15 件であるとの報道の事実確認

エ 特別保存とすべき重要な少年保護事件の事件記録がほとんどの家庭裁判所で廃棄されている懸念

オ 少年保護事件の事件記録の特別保存の判断は家庭裁判所ではなく高等裁判所が行うこととする必要性

カ 神戸連続児童殺傷事件の少年保護事件の事件記録が廃棄されていたことなどについての法務大臣の見解

(2) 政府が公表した内密出産に係るガイドラインには出自を知る権利の視点が欠けているとの指摘に対する厚生労働省と法務大臣の見解及び内密出産や孤立出産の場合にも出産育児一時金を支給する必要性

漆間譲司君（維新）

(1) 地方自治体によるウクライナ避難民支援

ア 国の支援の対象とならず地方自治体の独自支援の対象となっている身寄りのあるウクライナ避難民の本年 5 月 11 日以降の増加の状況

イ 身寄りの有無にかかわらずウクライナ避難民への支援は一律に国の負担において行うべきとの地方自治体からの要望の有無及び地方自治体独自の支援の把握状況並びに査証審査を行う際の身元保証人からの支援内容に関する調査の有無

ウ 身元保証人の支援内容の確認方法

エ 身寄りの有無にかかわらず国がウクライナ避難民への支援を行う必要性についての法務大臣の見解

オ 国が地方自治体に対して支援に必要な情報を迅速に提供する必要性

(2) ウクライナ侵略以降に法務省に寄せられた在日ロシア人やウクライナ避難民への偏見・差別に関する相談状況

(3) ロシアから徴兵を避けるため日本に避難してきた者を保護する仕組みの有無

沢田良君（維新）

(1) 警察官や機動隊の公務を無断で撮影した動画をインターネット上で悪意を持って利用する事実についての法務大臣の認識

(2) 法務大臣が所信的発言で述べた「風通しの良い職場環境」の整備のために行っている具体的な施策

(3) 法務省における IT 化・デジタル化についての検討状況

(4) 出入国管理における情報コミュニティの関係部署との連携の重要性

(5) 情報コミュニティの関係部署の連携の概要

(6) 公安調査庁の機能強化にとどまらず情報コミュニティ全体の予算及び権限等の底上げを行う必要性

鈴木義弘君（国民）

- (1) 法務行政に求められる法の秩序の維持と国民の権利の尊重のバランスを判断する尺度についての法務大臣の見解
- (2) 社会的道徳心の低下や地域の秩序の崩壊といった社会の変化に対応する法務行政の在り方についての法務大臣の見解
- (3) 国民と接する職員が得た情報が上まで上がりやすい風通しの良い職場環境の整備のための具体的取組
- (4) 国内における外国人との共生社会の実現に関する取組を来日外国人に理解してもらうための法務省の取組
- (5) 電子渡航認証システムの導入の検討の有無
- (6) 文書の確実な保存やサイバー攻撃への対応を考慮して行政のデジタル化に取り組む必要性
- (7) 国内に設置されている監視カメラの映像の取扱い指針を法務省が策定する必要性
- (8) 巨大IT企業によって利用履歴等の個人に関するデータが本人の了解なく収集される仕組みに関する法務大臣の認識

本村伸子君（共産）

- (1) 旧統一教会関係
 - ア 法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官について、旧統一教会又はその関連団体の推薦確認書への署名の有無及び未だに公にされていない当該団体との関係を示す事項の有無
 - イ 旧統一教会とその関連団体との関係を問う共同通信のアンケートに法務副大臣が回答しなかった理由
 - ウ 法務大臣による警察庁在職中以降の旧統一教会の問題性の認識の有無
 - エ いわゆる新世事件において旧統一教会の問題性を指摘した2009年11月10日の東京地方裁判所判決の量刑理由の記述内容
 - オ 旧統一教会とその関連団体の悪質性、組織性及び継続性についての法務大臣の見解
 - カ いわゆる新世事件の判決において信者による献金の実態として記載された論告求刑の内容
 - キ 2009年当時から当該団体の問題性を指摘する意見があったにもかかわらず対応をしなかった行政の責任についての法務大臣の見解
 - ク 宗教法人法に基づく解散命令を早急に裁判所に請求すべきとの考えに対する法務大臣及び文部科学副大臣の見解
 - ケ 宗教法人法に基づく質問権の行使の基準や質問内容の原案の作成に当たり旧統一教会問題に知見を有する弁護士を参画させる必要性についての文部科学副大臣及び法務大臣の見解
 - コ 被害者救済のため旧統一教会が集めた献金の送金先国を把握する場合の担当部署
 - サ 自己破産につながるような高額献金をさせることの悪質性についての法務大臣の見解
 - シ 更なる被害の防止のためにも被害者に対する返金を韓国の旧統一教会本部の資産から行わせる必要性
- (2) 神戸連続児童殺傷事件の少年保護事件の事件記録を裁判所が特別保存の対象として保存していなかった理由及び同様の事案の発生を防ぐための検討と対策の必要性

- 2 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）**
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）
・葉梨法務大臣から趣旨の説明を聴取しました。